

1—はじめに ～フランスの保険市場とSGAM制度～

フランスの保険業界は、年間保険料収入で見ると、アメリカ、日本、イギリスに次ぐ規模を有しており、共済組合や相互扶助組合等も加えた保険相互会社セクターは国内保険市場で39%のシェアを占める。他の欧州諸国と比較して、フランスには歴史的に多数の保険相互会社が存在し、相互扶助組織的な性格が強いことから根強い支持を受けている。一方で、中小規模の会社が多いため、国内市場における競争激化の中で会社数は合併等を通じ年々減少傾向にある。

このような状況を受け、フランスでは2000年代に入って以降、保険相互会社や共済組合等が各社の会社形態や経営の独立性を維持しつつ、グループ形成を通じた規模の拡大や事業多角化等によって競争力を強化するための法制度が整備されてきている。この中で、現在、最も順調に事業展開されているのが「保険相互グループ会社 (Société de Groupe d' Assurance Mutuelle、以下、SGAM)」と呼ばれる制度である。

SGAM制度は、「相互会社版持株会社グループ」のイメージに近い。同制度では、グループに加盟する会社が共同で基金を拠出し、グループ運営の中心となるSGAMと呼ばれる法人(以下、SGAM法人)を設立、SGAM法人がグループ運営に必要な意思決定機能を定款に明記するとともに、加盟会社と個々に提携契約を締結することで、資本関係を介さずにグループ運営に必要な機能を確保する。

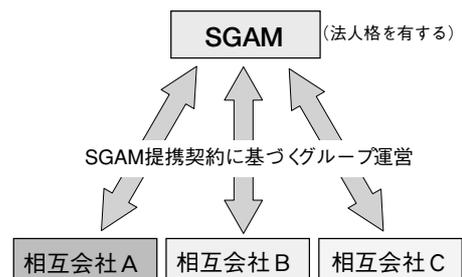
現在、SGAM制度はフランスに固有であるが、近年、ドイツや英国を含む欧州の保険相互会社セクターも興味を示しており、欧州レベルで検討しようとする動きも見られる。本稿では、SGAMの概要を説明するとともに、現在、欧州で行われているSGAMについての議論を紹介したい。

(本稿は生命保険経営第79巻第2号(平成23年3月号)に掲載した「フランスの『相互保険グループ会社』(SGAM)制度」に一部修正・加筆したものである。)

2—フランスの保険相互会社セクターとSGAM制度導入の経緯

SGAM制度は、2001年の保険法典(Code des Assurances)の改正により導入された。制度導入の背景には、フランスの保険相互会社セクターにおける以下の事情が存在する。

[図表-1] SGAMのイメージ



1 | S G A M制度導入以前の保険相互会社セクターにおけるグループ形成制度の課題

S G A M制度が導入される以前から、フランスの保険相互会社セクターにおいては、事業提携等を活用した相互会社や共済組合同士のグループ形成が行われていた。また、フランスでは、1960年代から「経済利益団体 (Groupement d' intérêt économique、以下、G I E)」と呼ばれる業務共有化のための制度を通じて、I T部門やバックオフィス機能を複数の企業間で共有するビジネス形態が幅広く普及していた。G I Eは、その後、1985年に欧州レベルでも導入された(欧州経済利益団体、G E I E)ものの、S G A M導入以前のグループ形成制度はあくまでも事業提携の形態をとっており、持株会社のような統合色の強い保険グループ経営は不可能であった。

2 | 1990年代後半における環境の変化

1990年代後半以降、フランスでは、大手銀行による系列保険会社の設立が相次いで行われ、バンカシュアランス(銀行窓販)を通じた保険販売の急速な普及によって国内市場における競争が激化した。加えて、欧州委員会を中心とする資本規制強化に向けた動きが活発化し、1998年には、保険グループに対する監督を定めたE U指令が発出されたことで持株会社等、資本関係を中心とする保険グループに対する監督体制が整備された。これらをきっかけに、フランスの保険相互会社セクターにおいては、事業存続に対する危機感が急速に高まり、株式会社同様にグループ形成のための制度作りを求める声が一層高まった。

3 | 保険相互会社セクターの株式会社化および合併に関する規制

フランスの保険法典においては、保険相互会社の株式会社化に関する規定は存在せず、「アセットロック規定」により、保険相互会社や共済組合の契約者は、株式会社化に際して、過去に蓄積された剰余金等の分配を受けることができない仕組みとなっている。このため、フランスにおいては保険相互会社の株式会社化は困難である。また、保険法典においては相互会社と共済組合間の合併といった、保険相互会社セクター内における業態の異なる会社同士の合併を認めていない。このような規制環境を受け、保険相互会社セクターは、相互会社や共済組合形態を維持したままで規模の拡大や業務多角化を進めることができる制度を必要としていた。

上述の背景を踏まえ、フランスでは、保険相互会社セクターにおいても持株会社と同様の機能を持つグループ形成制度を導入すべく、仏保険相互会社団体G E M A (Groupement des entreprises mutuelles d' assurance)を中心に、業界のロビー活動が活発化した。フランスの保険相互会社セクターは、1998年10月に、欧州における保険グループ指令が導入され、持株会社等、資本関係を中心とする保険グループに対する監督体制の整備が行われたことを機会として捉え、保険相互会社セクターにもグループ形成のための制度を導入すべきとの働きかけをフランス政府に対して行った。業界からの要望を受け、フランス政府は2001年8月に保険法典を改正、S G A M制度を導入した。

3—SGAM制度の目的

SGAM制度の目的は、前述のとおり、保険相互会社や共済組合においても保険株式会社のようにグループを形成することである。すなわち、SGAM法人にグループ運営機能を集約し、事業及び財務戦略を統括するとともに、グループ全体のコンプライアンス面での監督やグループ財務報告の作成等を行うことで競争力を強化することが目的とされる。

保険法典はL322-1-2条においては、SGAM法人を「①共済組合法典の適用を受ける共済組合またはその連合、②社会保障法典の適用を受けるプレボワイヤンス機関またはその連合、③保険法典の適用を受ける保険相互会社、④本店をEEA域内に有する相互組合もしくは協同組合、またはその他の共同体的経営組織の保険または再保険会社、のいずれかの会社間において、財務面での重要かつ継続的な相互支援体制を構築・維持することを主な目的として設立される法人」と定義している。

SGAM法人は専らグループ運営を目的とする組織であり、保険免許は有さず、一般の事業活動も行っていない。

4—SGAMグループの設立

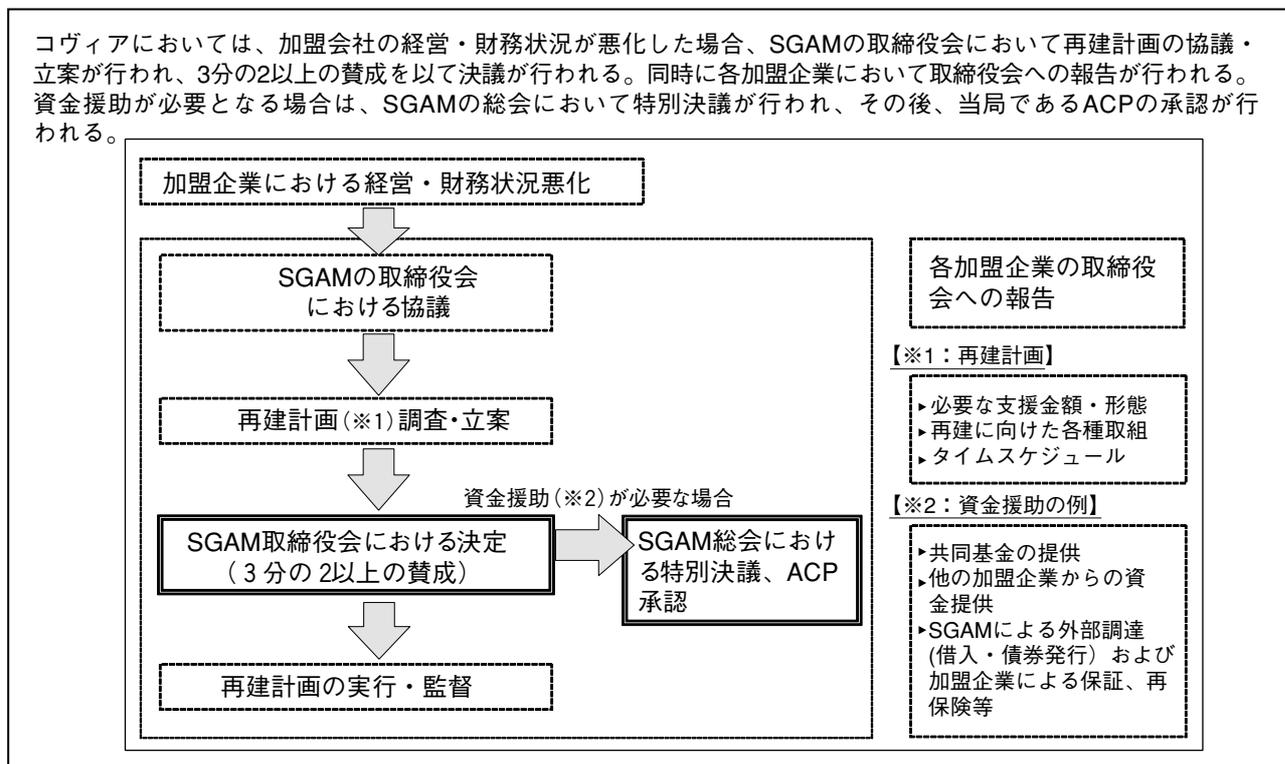
SGAMの設立手続きは、保険法典及び保険法典施行令において定められている。

まず、加盟保険会社は、SGAMの設立について社員総会で出席者の過半数の賛成を以って承認を受ける必要がある。その後、加盟会社間でSGAM法人と締結するSGAM提携契約が策定される。提携契約においては、加盟会社間の「財務面での相互支援体制」が最も重要な要素となり、加盟会社が経営難に陥った際の再建計画策定手続きや財務支援手続き等が定められる（[図表-2] 参照）。この他には、SGAM法人の運営コストの分担や、加盟会社が共同で行う事業等に関する具体的な内容が定められる。SGAM提携契約の財務面の相互支援体制に係る部分については、一定水準の支払機能を確保すべく当局の承認を得る必要があるが、その他の事項については加盟会社間で協議を行い、柔軟に定めることができる。この加盟会社間の統合の度合いの柔軟性がSGAM制度の大きな特徴といえる。

加盟会社は、提携契約の策定と同時に、新たに設立するSGAM法人の定款を作成し、SGAMの資本金に相当する共同基金を拠出する必要がある。SGAM定款には、①加盟条件の定義、②承認・脱退手続き、③共同基金拠出に関する条件等が最低要件として定められ、この他には、組織運営や会計報告等の義務に関する詳細が定められる。

SGAM法人の設立にあたっては、当局の認可が必要とされる。具体的には、金融健全性規制監督機構（ACP）が契約者の権利保護の観点から審査を実施するとともに、競争監視局が公平な競争を確保する観点から審査を実施することで、最終的な認可決定を行う。認可を受けたSGAM法人は、一般の企業法人と同様に法人登録を行う。SGAM法人設立後は、グループ結合財務諸表の作成、外部監査人による監査、総会への報告、および当局へ提出が義務付けられている。

[図表-2] 加盟会社が経営難に陥った際の財務支援発動プロセス ～最大のSGAM、コヴィアの例～



5—SGAMグループにおける意思決定機関

SGAMの意思決定機関については、保険法典及び保険法典施行令で規定されている。最高意思決定機関は、SGAM総会と呼ばれ、各加盟会社の取締役等から選ばれた代表から構成される。この下に、SGAM取締役会が存在し、経営に関する重要事項の決定及び監督を担っている。この他には、法律上の定めはないものの、SGAMによっては経営委員会や戦略委員会等を設置し、日々の経営執行を担当させることもある。

以下に、各意思決定機構の基本的な仕組みについて解説する。

1 | 総会

保険法典では、最低年1回SGAMの総会を開催することを定めている。構成員や人数に関する定めはなく、各加盟会社の取締役や管理職、保険契約者の代表等から構成されるのが一般的であるが、SGAMによって運営は異なっている。また、定員数や加盟会社の議決権についても、各SGAM提携契約において柔軟に定めることができ、各社に等しく議決権を付与する場合もあれば、契約者数で議決権を比例案分する場合もある。総会の通常決議事項としては、取締役の任命、SGAM提携契約の変更、決算に関する事項等が挙げられる。また、特別決議事項としてはSGAM法人の定款変更、SGAM同士の合併、SGAMグループによる資金調達等が挙げられる。

[図表-3] SGAMの意思決定機能



2 | 取締役会

保険法典の定めにより、5名以上で構成される。毎月あるいは数カ月に1回程度開催され、経営に関する重要事項の決定、及び経営の執行状況を監督する。取締役は加盟会社の取締役等から、SGAMの総会が任命する。

3 | 経営委員会

法律上は設置が任意となっている。実際に日々のグループ運営を執行し、委員会メンバーは加盟会社等から選ばれ、SGAM取締役会において任命されるのが一般的である。

6—SGAM制度の特徴 ～持株会社・提携・合併との概念比較～

前述のとおり、SGAM制度は提携契約に基づくグループ形成のための制度であるが、一般的な事業提携と異なる主な点としては①法律に基づきグループ運営を目的とする法人が新設される点、②SGAM法人の設立や定款およびSGAM提携契約の策定、組織変更に際してはその都度当局の認可が必要である点等が挙げられる。

以下に、SGAM制度と持株会社、提携、合併の違いをまとめる。

[図表-4] SGAM制度と持株会社・提携・合併との概念比較

	SGAM	持株会社	提携	合併
法的関係	制度(業法)+私契約に基づく関係 (当局許認可事項あり)	資本関係	私契約に基づく契約関係	一法人化
相互会社による利用	可能	不可能	可能	一部可能
新法人の設立	あり (SGAM)	あり (持株会社)	なし	なし
グループ構造				
グループ内の連帯	中 (財務面での相互支援義務あり。その他は提携契約において調節可)	強い (実態として傘下企業の経営権も株主である持株会社に相当程度一元集約化)	弱い (契約に定める事項のみを中心とする連帯関係)	極めて強い (一法人として完全一体)
グループ運営上の最高意思決定機能	SGAM総会 (加盟各社代表による協議および議決権行使)	持株会社の株主総会 (持株会社株主による協議および議決権行使)	各社の株主総会又は契約者総会に存置	新会社の株主総会又は契約者総会
メンバー企業が破綻した場合	SGAM主導による一定の支援義務 (支援に対する上限あり場合により当局も介入)	持株会社の有限責任 (投資家として損失が発生)	基本的に個社マター	—
その他	保険監督上の扱い	保険グループとして一体監督	各社毎に個別監督	一社として個別監督
	連結納税制度適用	あり	あり	なし

グループ運営の統合度の観点からみると、SGAM制度は一般的な事業提携と合併の中間的存在として捉えることができる。また、SGAM制度は持株会社制度と比較し、以下の点においてメリットを有している。まず、合併や資本関係を伴わないため、SGAM提携契約に反しない限り、各社の経営の独立性が維持されるという点が挙げられる。また、各加盟会社の経営陣に関する人事権等も各社に残る。さらに、グループ内の業務統合のレベル感（事務、販売、資産運用等）については、SGAM提携契約において柔軟かつ具体的に規定することができる。

この他にも、SGAM制度の特徴として、運営に必要な資金は、基本的には加盟会社からの運営フィー等で賄われることから、SGAM法人に直接従事する従業員は一般に少数であることが挙げられる。

7—SGAMグループの設立状況

以下のとおり、2001年の制度導入以降、現在までに8つのSGAMグループが設立されている。前述のとおり、本店をEEA域内に有する保険相互会社または協同組合との国境を越えたSGAMグループの設立も認められているが、未だそのような例はない。（2008年7月にベルギーのエシアスがコヴィアに参加するとの発表が行われたが、その後の金融危機の影響でエシアスの経営が悪化し、当件については中止が発表されている。）

[図表-5] これまで設立されたSGAMのグループ概要

設立 (認可年)	SGAM名	グループ加盟会社（設立当初）		保険料収入 (2010年末、 億ユーロ)	備考
		会社数			
2003	コヴィア(Covéa)	MAAF, MMA	2	136	フランス最大のSGAM
2005	MACSF (MACSF)	MACSF Assurances, MACSF Prévoyance, Sou Medical	3	21	相互会社と共済組合の間のSGAM形成
2006	マシフ(Macif)	Macif, ICIRS Macif Mutualité	3	61	
2006	BTP (BTP)	SMA BTP, CAM BTP, L'Auxiliaire	3	23	保険料収入は2009年末
2007	AG2R-ラ・モンディアル (AG2R-La Mondiale)	AG2R Prévoyance, La Mondiale	2	81	相互会社と共済組合の間のSGAM形成
2009	ヴィアナ(Viana)	Matmut, SMAC, AMF	3	—	保険料収入非公表
2010	スマッケル(Smacl)	Smacl Assurance, Smacl Sante	2	3	
2010	スフェラン(Sferen)	Macif, Maif, Matmut	3	111	

また、フランスの保険セクターにおけるSGAMの位置づけは下記のとおりとなる。

[図表-6] フランスの保険セクターにおける収入保険料ランキング（2008年）*

順位	会社名	保険料収入 (億ユーロ)	フランス国内		順位	会社名	保険料収入 (億ユーロ)	フランス国内	
			生保	損保				生保	損保
1	アクサ	912	150	66	6	グルパマ	162	65	54
2	CNP	283	230	21	7	ジェネラルフランス	148	106	42
3	プレディカ	220	157	19	8	コヴィア	121	31	85
4	BNPパリバアシュアランス	179	95	4	9	Sogecap	78	75	—
5	AGF	178	80	40	10	ACM	68	48	2

*フランスでは上位10社が国内マーケットにおけるシェアの76%を占める。また、2008年の収入保険料ランキングでは11位にAG2R-ラ・モンディアル、12位にスフェランがランキングされている。

8—SGAM制度における運営内容比較 ～3大SGAMグループを中心に比較

前述のとおり、SGAM提携契約においては、財務面の相互支援体制に係る部分を除く事項については、加盟会社間で協議を行い、柔軟に定めることができる。図表-7において、主要SGAMのグループ運営の違いを比較する。コヴィアやAG2R-ラ・モンディアルは比較的グループ統合色が強い一方で、スフェランのようにグループ形成後も各社のブランドや経営の独立性を維持する緩やかなSGAMも存在する。

[図表-7] 3大SGAMグループの比較

SGAM名	コヴィア	AG2R ラ・モンディアル	スフェラン
グループ統合度			
トップ人事 (CEO, 取締役会議長)	コヴィアの取締役会議長が各加盟会社の取締役会議長を兼務	取締役会議長はAG2R取締役より選抜	取締役会議長は各社輪番制 (複数CEOも検討中)
グループ人事	従業員の人事機能のグループ一元化を検討中	各社に存置	各社に存置
ブランド	グループ統一	グループ統一	各社ブランド存置
グループ機能統合	会計法務、財務、資産運用、保険事務、IT、再保険、アシスタントサービス網等全て統合	バックオフィス機能は基本的に全て統合する方針 販売チャネル統合、クロスセルに向け検討中	当面はアシスタントサービス、リテール銀行業、資産運用の3分野につき統合を進める方針

9—SGAMグループの保険監督

フランスにおいては、保険監督上、SGAMグループにおける財務面での相互支援体制が考慮される。このため、SGAMグループにおいては、ソルベンシー規制上も資本関係に基づく保険会社グループと同様に、個社の監督のみならずグループ単位での監督が行われる。

欧州のソルベンシーⅡ枠組指令(2009/138/EC)の第212条(1)(c)に定められる「保険グループ」にSGAMが含まれるかという点については、未だ議論が続いている。欧州協同組合・相互保険者協会(Association of Mutual Insurers and Insurance Cooperatives in Europe, 以下、AMICE)は、2011年に発表した報告書「保険相互会社セクターの国境を越えた事業提携・協力体制」において、同条で定める保険グループの要件として次の3点を挙げている。①保険グループが、保険会社間の契約関係または持続的な財務関係で構築されていること、②①における契約関係の締結および解消が監督当局の認可を必要とすること、③グループを構成する保険会社のうち、一社が中央集権的な手法を通じてグループ全体に支配的な影響力を有すること。この点、AMICEは「SGAMグループは①、②の要件は満たすものの、SGAM法人が保険免許を有しないことから③の要件を満たすとはいえず、ソルベンシーⅡ枠組指令の解釈はフランスの保険監督当局に委ねられている。仮にソルベンシーⅡ枠組指令上の保険グループと解釈し得る場合であっても、グループ監督が認められるのは統合色の強いS

GAMグループに限られるだろう」との見解を示している。

10—今後の展望 ～欧州における相互保険グループ制度の検討～

欧州においては、2008年の金融危機時に、株式会社と比較して、市場からの資金調達に依存しない相互会社が相対的に健全であったことから、相互会社形態に対する評価が高まっている。また、時を同じくして、現在、欧州委員会では、高齢化社会における持続的な社会保障制度・経済構造の構築を模索しており、この中で、契約者に利益が還元され、金融危機の影響も少なかった相互会社形態が持続的な会社形態として注目されている。具体的な動きとして、欧州議会は2011年7月に「21世紀における相互会社形態の役割」と題する報告書を発表し、持続的な社会保障制度・経済構造の構築に向けては、相互会社セクターの強化が必要との見方を示した。

同報告書は、欧州の社会保障制度・経済構造において、相互会社セクターは持続的な成長のために重要との結論に至っているものの、セクターとしては、株式会社と比較して資金調達や海外展開等の面において不利なことが課題と指摘している。このため、同報告書は、セクター強化に向けては、欧州委員会が1993年に規制の草案を作成したものの2006年に検討を終了した「欧州相互会社組合 (European Mutual Society)」とよばれる国境を越えた相互会社グループ形成制度のような制度を再び検討すべきとしている。欧州相互会社組合の具体的な定義については、報告書では触れられていないものの、国境を越えた相互会社間での合併等が例示として挙げられている。同報告書によると、欧州委員会、欧州議会は検討に対して前向きな姿勢を示しており、筆者が「21世紀における相互会社形態の役割」の執筆者から得た情報では、欧州議会は新たに欧州相互会社組合についての報告書を作成するよう同執筆者に依頼している。

一方で、欧州相互会社組合の導入については歴史的にドイツが反対してきた経緯があり、実現化は困難と見られる。筆者が出席した保険相互会社の国際会議においては、ドイツは統合色の強い欧州相互会社組合ではなく、欧州版SGAMの導入を要望している。また、筆者が英国の相互会社団体から得た情報では、英国の保険相互会社セクターも欧州版SGAMに興味を示している。このような状況を踏まえると、近い将来欧州版SGAM制度が導入される可能性は無きにしもあらず、今後の欧州の保険相互会社セクターの動向が注目される。